

令和8年度第1回ならしのこどもを守る地域ネットワーク代表者会議議事録

1 日 時 令和8年5月11日（月）午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 市庁舎5階 会議室5-2

3 出席者（敬称略）

【会 長】 習志野市社会福祉協議会 田久保 浩一

【副会長】 こども部 佐々木 博文

【委 員】 千葉県中央児童相談所 青木 聡美

千葉県警察本部 習志野警察署 野本 巧

習志野市歯科医師会 大村 直子

習志野市私立幼稚園・認定こども園協会 藤本 志磨

千葉県弁護士会 荒木 尚

中核地域生活支援センター（まるっと）菊地 謙

社会福祉法人福祉楽団実籾パークサイドハウス 八木 亜希子

習志野市民生委員児童委員協議会 田久保 直子

千葉県人権擁護委員協議会 伊藤 希実子

習志野市立小・中学校長会 江住 敏也

協働経済部 越川 智子

健康福祉部 星野 文貴

教育委員会学校教育部 上原 香

教育委員会生涯学習部 海老原 智実

消防本部 風見 利勝

【代理出席】 千葉県習志野健康福祉センター 藍 扶二子（杉戸 一寿 委員代理）

<欠席委員1名>

【事務局】 こども家庭課 課長 奥井 菜摘子、主幹 篠塚 美由紀

係長 下村 康弘、係長 福田 大志

主査補 江原 朋枝、副主査 三橋 一輝

主任主事 小早川 智恵、主任主事 真野 愛弓

主事 吉田 愛美、主事補 田甫 栞

【傍聴人】 1名

4 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告

(1) ならしのこどもを守る地域ネットワークについて

(2) 令和7年度相談実施状況について

第5 審議

(1) 令和8年度ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みについて

(2) ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会（案）について

第6 その他

5 会議資料

資料1-1 ならしのこどもを守る地域ネットワーク設置要綱

資料1-2 ならしのこどもを守る地域ネットワークについて

資料2 相談実施状況について

資料3 令和8年度 ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みについて（案）

資料4 令和8年度 ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会（案）

6 議事内容

第1 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度、議決することに決定した。

第2 会議録の作成

要点筆記とし、会議名・開催日時・開催場所・出席者氏名・審議事項・会議内容・発言委員名及び所管課名を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公表することを決定した。

第3 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、藤本 志磨 委員及び八木 亜希子 委員を指名し、決定した。

第4 報告

(1) ならしのこどもを守る地域ネットワークについて

【事務局】

資料1-2に基づき説明。

【田久保会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【伊藤委員】

多胎児への支援等充実していると思われるが、生まれつき重篤な障がいを持った子がいる家庭に対してどのような支援があるか。また、誰でも通園制度はそのような子も預けることは可能か。

【事務局】

生まれつき障がいのある子に対しては、障害福祉サービスの訪問介護の対象になると思われる。

【佐々木副会長】

誰でも通園制度について、障がいを抱えた子を預かることは原則可能だが、預かる側の体制が整っていないと預かれない。発達に障がいがある子の加配対応や、医療的ケアが必要な場合の看護師の配置等、体制を整えば可能となる。

【伊藤委員】

障がいを持った子を育てていると、孤立しがちで行き詰ってしまう。その時にこどもを預け、外の人と話せる機会があると、それだけで虐待の未然防止になると思われるので、預けられるような整備をしていただきたい。

【田久保委員】

児童育成支援拠点事業はどのような事業か。

【事務局】

様々な事情により居場所のないこどもを対象とし、居場所を提供する事業となる。対象となるこどもは、要対協の対象で、すでに市が関わって支援している小学生・中学生となる。民間の事業者に全面的に委託し、実施する予定。現在業者の選考中である。事業所が提案した市内の場所が事業の場所となる。利用料は無料。週に3日開所予定。平日に開所する場合は授業終了後から午後6時までは最低限開所。夕食も提供され、学習支援やレクリエーションを行う場所を提供していく。

【江住委員】

こどもたちはSOSを出すのがとても苦手だと感じる。例えばいじめアンケート等で児童虐待に関する情報が入ってきた場合、児童生徒指導課を通してこども家庭課と情報連携するように現状なっていると思う。昨今はICTも発達しており、メール相談や総合教育センターに直接電話で相談することもできるが、こどもはなかなか言えない。中学生になるとなおさらである。中学生のSOSの出し方をいろいろ見ているが、早期

発見できないケースが深刻化を招いていると感じる。こどもは誰でも困ることがあるし、いつでも相談していいということを今後も発信していきたい。

（２）令和７年度相談実施状況について

【事務局】

資料２に基づき説明。

【青木委員】

４月２０日、印旛児童相談所が開所した。中央児童相談所は、習志野市、八千代市、市原市、そして印旛児童相談所管内も含め、人口約１４０万人を対応してきた。国の基準では人口約５０万人に１か所の児童相談所の設置が望ましいとのこと。分割により、現在の中央児童相談所管内の人口は約６５万人となった。さらに手厚く、迅速に対応していけるのではないかと考えている。また、船橋市が中核市として７月１日に児童相談所を設置予定。市川児童相談所から独立することになる。秋には松戸に児童相談所を設置し、松戸市と鎌ヶ谷市を管轄予定。

令和７年度の虐待の数値がまだ確定していない。２月に令和６年度の数値が確定したため、それをもとに話したい。

全国的にも千葉県としても高止まりの状況である。多少の増減はあるが、全国で４番目に多い相談対応件数となっている。今までは政令市を抜いた件数だったので、比較がしにくい状況だったが、それを含んだ各県の状況も出すようになった。理由別対応件数は毎年大きく割合は変わらない。心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトという形になっている。主な虐待者の割合もあまり変わらない状況。被虐待者の年齢もあまり変わらず、小学校に上がる前のこどもが４割強と、一番虐待を受けやすい。そして自分ではなかなか対処が難しく、重篤になりやすいため、十分に配慮していかなければならない年齢層である。通告の経路別は、通告の第一窓口が市町村に移ってからは、学校や保育所等の所属から直接児童相談所に来ることは少なくなった。警察からの通告が約５割と最も多い。多くは心理的虐待である。一時保護ケースは４００件を超えている。例年３００台後半が多かったが、少し増加している。そのうちやむを得ず家庭から離れて生活しなくてはならないのが約２％、残りの９８％は地域に戻り、家庭と地域に支えられて生活することになる。

【藍氏】

習志野保健所は、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市を所管している。こどもに関する業務は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、思春期相談、精神保健福祉相談等の業務を行っている。今年度から「千葉県難病助成事務センター」が設置された。指定難病医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成に係る各種申請書類の受付を実施する。受給者証の交付、制度に関するお問い合わせの対応等が、

事務センターの業務であり、療養に関する相談については引き続き保健所で対応している。この難病助成事務センターについては、令和7年度は習志野保健所及び印旛保健所管内の市町が対象となっている。令和8年度からは鴨川地域保健センター管内も対象。

習志野市内の令和7年度の実績について。小児慢性特定疾病の受給者が138名。訪問や面接電話、メール等の相談件数は73件。思春期相談は幼児期から高校生までの本人や保護者に対して7件実施。精神保健福祉相談は、20歳未満について46件である。

また、保健所は配偶者暴力支援センターに指定されており、DV被害者からの相談を受け付けている。実績としては、相談件数は218件。うちDV相談は166件。今後も関係機関の皆様と連携をしていきたい。

【野本委員】

令和7年1月～12月の統計について。習志野市内では、重大な児童虐待や非行の事案は無し。警察で認知した児童虐待の対応件数は100件弱。種別は心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトの順。心理的虐待のほとんどは面前口論。また、親子喧嘩がエスカレートし、こどもを叩いてしまう事案もある。その中で刑事事件のような重大事案の発生はなかった。警察としても未然防止に力を入れるべきと考えている。

【菊地委員】

習志野市は心理的虐待と身体的虐待の割合が半々であり、全国の傾向と違うようだが理由はあるか。

【事務局】

学校等の所属から通告が入ることが多く、その場合教育相談アンケート等で、お父さんやお母さんから叩かれるといった選択肢にチェックをした児童に対し、学校が聞き取りの上通告というパターンが多い。よって、児童相談所よりも身体的虐待の割合が多い。

【菊地委員】

警察の説明では、面前DV等の心理的虐待があるとのことだが、これはあまり市に通告は来ないのか。

【事務局】

警察から児童相談所に書面通告し、児童相談所で受理した習志野市のケースを市も同様に受理している。習志野市でも心理的虐待の多くは警察から児童相談所に書面通告したものである。稀に近隣の方から怒鳴り声や泣き声が聞こえるとい

う通告が入ることもある。

第5 審議

(1) 令和8年度習志野こどもを守る地域ネットワークの取り組みについて

【事務局】

資料3に基づき説明。

【八木委員】

虐待の手前で、子育てや家事がなかなかうまくいかない等悩まれているケースが多い。子育て世帯訪問支援事業について、対象が拡充していくとありがたい。

【事務局】

子育て世帯訪問支援事業は、現在受託できる事業者がまだ少ない状況である。今後受託事業者の拡大を働き掛けていきたい。

【田久保会長】

令和8年度習志野こどもを守る地域ネットワークの取り組みについて、事務局説明の内容で決定したいが異議はないか。

【一同】

(なし)

【田久保会長】

令和8年度習志野こどもを守る地域ネットワークの取り組みについては、こちらの内容に決定する。

(2) 習志野こどもを守る地域ネットワーク主催研修会（案）について、

【事務局】

資料4に基づき説明。

【田久保会長】

令和8年度習志野市こどもを守る地域ネットワーク主催研修会（案）について、事務局説明の内容で決定したいが異議はないか。

【一同】

(なし)

【田久保会長】

習志野こどもを守る地域ネットワーク主催研修会については、こちらの内容に決定した。

第6 その他

【事務局】

次回のこどもを守る地域ネットワーク代表者会議は、令和9年2月の開催を予定している。日時は改めてご連絡する。